

第 72 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 20 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 議題
4-(2)	第 20 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要
5-(1)	第 48 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題
5-(2)	第 48 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討課題
6-(1)	第 38 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題
6-(2)	第 38 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討課題

第 72 回コーデックス連絡協議会

日時:平成 28 年 11 月 2 日(水)

14:00 ～ 16:20

場所:霞が関中央合同庁舎 4 号館

共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 20 回アジア地域調整部会 (CCASIA)

② 今後の活動について

- ・ 第 48 回食品衛生部会 (CCFH)
- ・ 第 37 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

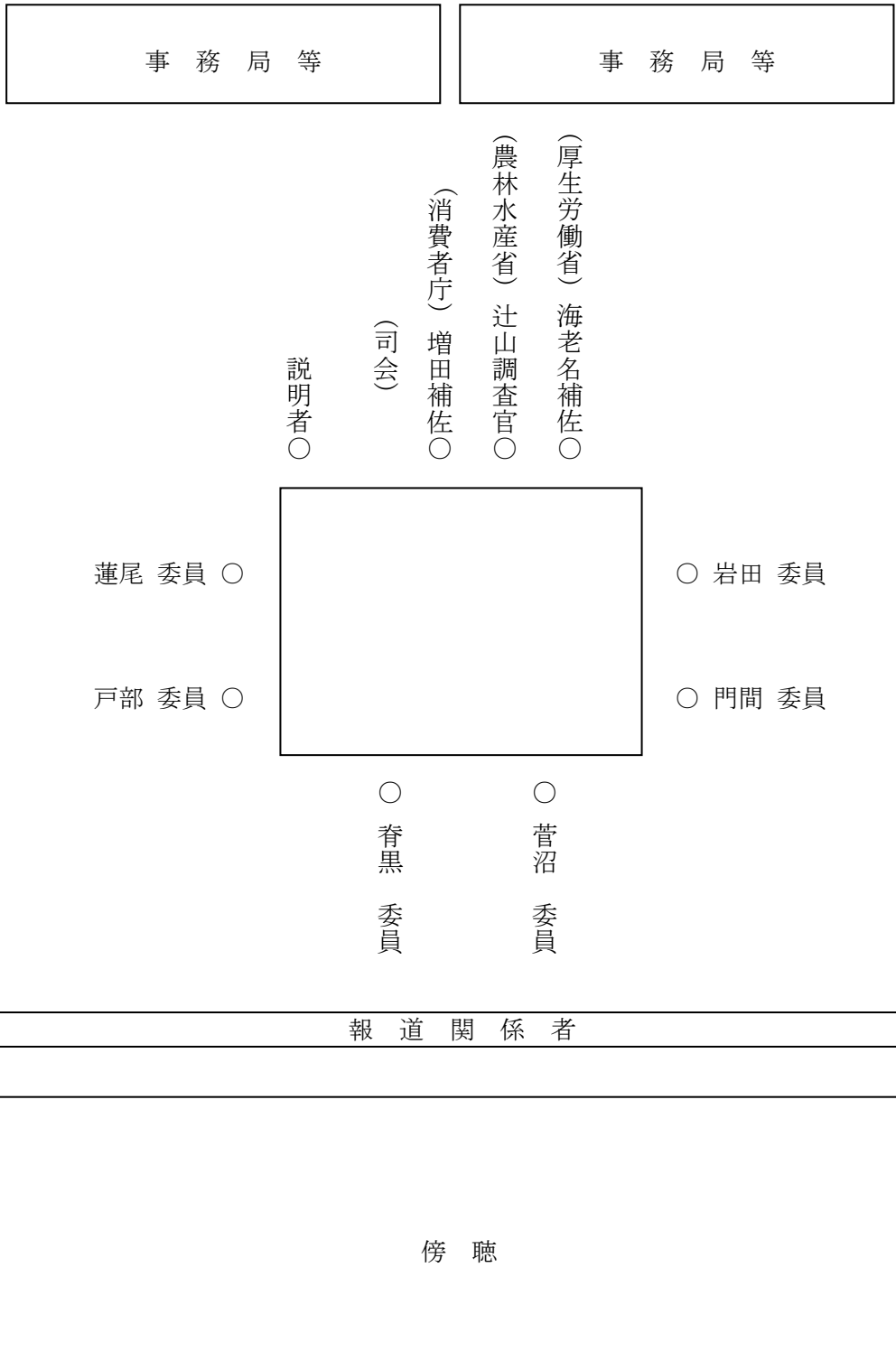
あまがさ 天竺	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 72 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 28 年 11 月 2 日 (水) 14:00~16:20

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219~1221 号室



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 20 回アジア地域調整部会

日時：2016 年 9 月 26 日（月）～9 月 30 日（金）

場所：ニューデリー（インド）

議題

1	議題の採択
2	アジア地域の各国の食品規制システムの強化におけるコーデックスの役割に関する基調講演－A way forward
3(a)	アジア地域の各国における食品の安全及び品質に関する状況
3(b)	アジア地域のニーズの優先順位化とそれらに対処するために取り得るアプローチ
4	アジア地域におけるコーデックス規格の使用－既存の地域規格の妥当性及び新規規格の必要性
5	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
6	アジア地域に関するコーデックスの作業
7	コーデックス戦略計画の実施のモニタリング
8	海苔製品の地域規格原案（新規作業採択：2011 年）
9	路上販売食品の地域衛生実施規範原案（新規作業採択：2013 年）
10	マッコリの地域規格作成に関する討議文書
11	納豆の地域規格作成に関する討議文書
12	地域調整国の指名
13	その他の事項
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2016 年 9 月 25 日（日）に「海苔製品の地域規格原案」及び「路上販売食品の地域衛生実施規範原案」に関する物理的作業部会が開催された。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 20 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2016 年 9 月 26 日（月）～9 月 30 日（金）

場所：ニューデリー（インド）

2. 参加国及び国際機関

アジア地域内 18 か国、アジア地域外 4 か国及び 8 国際機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	調査官	辻山	弥生
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	清水	裕介
農林水産省	食料産業局総務課	企画官	河原	圭
農林水産省	食料産業局食品製造課	豆類加工品・漬物係長	松川	実
農林水産省	水産庁漁政部加工流通課	国際水産情報分析官	川村	始
農林水産省	水産庁増殖推進部裁培養殖課	養殖国際専門官	大河内	裕之
厚生労働省	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部			
		企画情報課国際食品室	主査	黒岩 健二
国税庁	課税部鑑定企画官付	企画専門官		米澤 慎雄
	(テクニカル・アドバイザー)			
有限会社	相沢食産代表取締役社長			相沢 勝也

4. 概要

議題 1. 議題の採択

第 20 回アジア地域調整部会 (CCASIA) は、仮議題に以下の事項を加えたものを本会合の議題として採択した。

- a) 議題 5 :
 - ・ 乾燥ロンガンの規格策定について（タイ提案）
- b) 議題 13 :
 - ・ 急速冷凍餃子 (Jiaozi) 及びちまき (Zongzi) の新規提案について（中国提案）
 - ・ 部会の共同議長に関する討議文書について（CCASIA 議長提案）
 - ・ チリソースの地域規格 (CODEX STAN 306R-2011) の国際規格への転換について（インド提案）
 - ・ CCASIA に関連する国際原子力機関 (IAEA) の取組みに関する情報提供

また、議題 3(a)と 3(b)を一緒に議論すること、WHO が準備した作業文書(CX/ASIA 16/20/14)について議題 5 で議論すること及び海苔の地域規格原案に関する会期内作業部会 (in-session WG、議長国：韓国) を開催することに合意した。

議題 2. アジア地域の各国の食品規制システムの強化におけるコーデックスの役割に関する基調講演—A way forward

(経緯)

第 38 回総会(CAC)において地域調整部会の議題を基本的に統一することが承認されたため、本会合より初めて議論される議題であり、油脂部会(CCF0)の議長である Ms Noraini binti Dato Mohd Othman マレーシア健康省食品安全及び品質課上級課長が標記題目の講演を行った。

(結果)

講演ではアジア地域における共通の課題について紹介があった。その中でも特に以下の3分野について各国の発言が集中した。

- ・ 食品管理システムの構造と統治：各国の法律や規制をコーデックス規格にハーモナイズすることが困難。
- ・ 各国のコーデックスに関連する事項の能力開発：コーデックスにおける経験が多い国が、そうでない国のコーデックスに関する活動に参加することを促進するために果たす役割は大きい。
- ・ 情報共有とネットワーク化の重要性：各国の食品管理システムの強化にはこれまでの経験の共有が重要であるが、オンラインのプラットフォームの開発も進んでいるのでこれらを活用すべき。

我が国からは各国の食品規制システムの構築に関して域内の先進国の協力による能力開発が有用であることについて発言した。

議題 3 (a). アジア地域の各国における食品の安全及び品質に関する状況

議題 3 (b). アジア地域のニーズの優先順位化とそれらに対処するために取り得るアプローチ

(経緯)

第 38 回 CAC において、FAO/WHO、コーデックス事務局及び地域調整国に対し、地域のニーズや優先事項に関する質問票の作成等を要請することが承認されたため、本会合より初めて議論される議題である。アジア地域調整国であるインドが会合前に行ったアンケートの結果に基づき作成した文書に基づいて、議論が行われた。

(結果)

事務局が提案した以下の4つの質問について議論を行った。

- ・ 特定された6つの重要及び新興事項（食品の安全及び品質に関する十分な能力資源の不足、食品汚染、食品管理システム、食品安全政策、薬剤耐性 (AMR)

及び新技術)は優先されるのか、他にあるか：我が国から科学的助言への支援を加えるよう発言した。そのほか、微量元素の欠乏、気候変動などが挙げられた。

- 各国の経験から得られた優良事例及び教訓、特に食品安全に関連したものを共有してほしい：各国から食品管理システムの構築に関する経験の共有を求められたので、我が国の2003年以降の食品安全行政の成り立ちについて発言した。またFAO及びWHOからは関連したプロジェクトが実施されている旨の情報提供があった。
- これらの特定された優先事項を解決するための革新的なアプローチまたはフォローアップを提案してほしい：開発が進んでいるオンラインのプラットフォームやFAO/WHOの地域のネットワークやプラットフォームが提案された。我が国からは、物理的に会うことが最も重要なので、オンラインプラットフォームなどはその後のフォローアップとして活用することが有用である旨発言した。
- 地域レベルで一つまたはそれ以上の優先事項を解決することで得られる利益は何か：食品管理システムが似たレベルにある国がASEANのようにグループになり経験を共有することが、各国のイニシアティブを強化し得るか検討すべきとの意見が出た。

また、食品管理システムに関する情報共有のためのオンラインのプラットフォームの原型についても作業文書に基づき意見交換が行われ、それぞれの質問に関する説明や定期的な見直しの必要性などが指摘された。

議題4. アジア地域におけるコーデックス規格の使用－既存の地域規格の妥当性及び新規規格の必要性

(経緯)

これまでのアジア地域調整部会では、各国のコーデックス規格の使用について、回付文書により情報を集めていたが、回答率が非常に低かったことから、第38回CACにおける「FAO/WHO地域調整部会の再活性化」に関する議論を踏まえ、今回から回付文書ではなく、オンラインのソフトウェアを使った調査が実施された。ここでは①食品及び飼料中の最大農薬残留基準値(MRLs)の使用、②3つの一般規格(食品添加物の一般規格(GSFA)、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格(GSCTFF)、包装食品の表示に関する一般規格)の使用、③食品衛生の一般原則の使用の3項目の状況及びコーデックス規格の使用に際しての問題点について調査が行われた。この結果をまとめた文書に基づき情報交換が行われた。

(結果)

今回行われたオンラインのソフトウェアを使った調査の以下の3点について議論を行った。

- フォーマットと方法：我が国を含め各国からは本調査のフォーマットと方法に

についてはわかりやすくかつ答えやすかったので満足であるとの発言があった。

- ・ 結果の利用：結果はオンラインで公開されるとともに定期的に更新すべきとの意見が出た。
- ・ 将来の調査で求める事項：1 または2つの主食の個別食品規格、分析・サンプリング法の規格(CODEX STAN 234-1999)、各国の食品管理システムの原則及びガイドライン(CAC/GL 82-2013)、地域規格、動物用医薬品の最大残留基準値(MRLs)及びAMRに関連する文書の利用について意見が出た。

部会は、コーデックス事務局に対し以上の意見や提案を踏まえて将来の調査の作成することに言及した。

議題5. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告がなされ、検討が必要な事項については以下のとおり合意した。

1) 乾燥ロンガンの規格策定について

第28回加工果実・野菜部会(CCPFV)では、既存規格の改定及び新規作業提案の求めについて検討するとともに、議長国(米国)からの休会の求めについて検討を行った。

その結果、事務局は、来年開催される第73回執行委員会(CCEXEC)のクリティカルレビューにプロジェクトドキュメントを提出すべく、新規提案を募集する回付文書を発出することとなった。その後、第73回CCEXECの結果及び承認された新規提案の量を基に、第40回CACはCCPFVの物理的会合を開く必要性について検討することとなった。

以上を踏まえタイは、乾燥ロンガンを国際規格として作成するためのプロジェクトドキュメントをCCEXECに提出するが、もしクリティカルレビューの結果、CACで乾燥ロンガンの規格を国際規格としての作成するための承認が認められなかった場合、本部会において本作業を実施してほしい旨提案した。

部会はタイの提案を支持するとともに、もし総会において国際規格としての策定が認められなかった場合、地域規格として次回の本部会で議論するため、タイが乾燥ロンガンの地域規格原案をステップ3でコメントを求めることに合意した。

2) 第47回食品添加物部会(CCFA)からの付託事項

第47回CCFAで承認されなかった「非発酵大豆製品の地域規格」の添加物条項にあるトコフェロール(INS 307a, b, c)の最大濃度(20 000 mg/kg)について、我が国から提案した最大濃度200 mg/kgが合意され、総会での採択及びCCFAによる承認に向けて進められることとなった。

議題6. アジア地域に関するコーデックスの作業

(経緯)

第 16 回会合から議論されており、コーデックスに関する各国の関心事項や各コーデックス部会の開催前に開催しているアジア地域調整会合への積極的な参加のために必要な活動、地域において優先的に取り組むべきとされた特定の懸念及び地域において共通の関心のある新規提案を共同提案すること等について情報交換が行われた。

(結果)

アジア地域調整会合への参加を促すため、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) が作成している、明確な情報共有の手順が示されている標準作業手順書 (SOP) を参考に SOP 案を作成することに合意した。我が国からは本 SOP が各国に対し一つの意見にまとまることを強制するものではなく、柔軟性を持ったものにすべきと発言し受け入れられた。

アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) からの出席者からは、当該地域の活動例として

- ・ 各会合の前に、議題に関連する専門家が参加した検討会議を開催する
- ・ その検討会議の結果を各国のポジションを決めるための参考とするため、全 CCAFRICA メンバー国に配付する
- ・ 各国のポジションの調和のため、CCAFRICA の非公式会合を部会中毎朝開催する

との情報提供があった。

本調査の結果、CCASIA メンバー国はデータを提出することが困難であることが示されたため、我が国はデータの作成には精度管理も重要である旨発言するとともに、昨年度から日本においてトレーニングコースを開催していることを紹介した。また、アジア地域から 2014～2016 年にされた新規提案は全体の 23 % となっているものの少数の国によるものであるため、全体としての能力強化が必要であることも示されたので、部会はデータ提出の件も含め支援する用意のある CCASIA メンバー国のリストを準備することに合意した。

議題 7. コーデックス戦略計画の実施のモニタリング

(経緯)

本議題は、CCEXEC においてコーデックス戦略計画 2014-2019 の実施状況をモニタリングするため、第 38 回総会において承認された地域調整部会の共通議題の中に含まれたものである。本会合では特に前回合意されたアジア地域調整部会に関係の深い取組について議論が行われた。

また、次期コーデックス戦略計画 2020-2025 の第 1 案の作成に向けた議論も行われた。

(結果)

1) コーデックス戦略計画 2014-2019 の実施状況をモニタリングについて

我が国から提出したコメントに基づき、

- ・ 科学的助言への支援は引き続き重要であること
- ・ データ作成のための専門家のネットワークの構築について、既存の取組である

GEMS/Food プログラムや PulseNet の紹介

・ 新しい目標達成の指標は、適切なものとなるよう検討が必要であることについて発言した。

部会は、以下の3点を結論とした。

- ・ 上記発言を第73回 CCEXEC の作業文書に含めること。
- ・ 次期コーデックス戦略計画 2020-2025 の目標達成の指標を作成する際、関連する情報を収集できるか否かの可能性について検討すること。
- ・ 地域調整国に対し関連する情報を収集し、戦略計画の実施状況について次回 CCASIA への報告を求めた。

2) 次期コーデックス戦略計画 2020-2025 の準備について

議長は、次期戦略計画が部会にとって役立つものであることを確保するために「目標(goals)」と「目的(objectives)」を注意深く検討することを強調した。我が国は提出したコメントに基づき、

- ・ 次期戦略計画の骨格は現戦略計画を基にしつつ、アップデートすべきであること
- ・ コーデックスの取組は、公平な貿易の確保より消費者の健康保護を優先すべきであり、「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」を厳格に適用すべきであること
- ・ 科学的助言への支援は引き続き重要であること
- ・ 途上国の部会の出席率を上げるためには、個別食品部会の総数を制限するメカニズムを作ることも検討すべきであること
- ・ いくつかの objectives には重複があること

などを発言し、議事録に記録された。

部会は、現戦略計画の4つの goals は引き続き妥当であり、前回アジア地域調整部会に関係の深い取組について次期戦略計画でしっかり考慮されるよう CAC の議長及び副議長に知らせることに合意した。また、第73回 CCEXEC における検討の前に、CCASIA メンバー国が本会合でのコメントと更なるコメントを提供する機会があることに言及した。

議題8. 海苔製品の地域規格原案 (ステップ4)

(経緯)

前回会合では、時間的制約から規格原案全体を通して議論ができなかったことから、ステップ2/3に差し戻し、電子作業部会(議長国:韓国、共同議長国:日本)で規格原案の修正及びステップ3でのコメント照会を行うことに合意した。また、地域調整国との協議の結果、会合直前に物理作業部会(PWG)を開催することにも合意した。今次会合では、このPWGによって用意された規格原案をもとに議論がされた。

(結果)

韓国より、本会議直前に開催された PWG のレポート(議場内配付文書(CRD)1)が紹介され、PWG では、セクション 2.3「製品タイプ」、3「主原料及び品質基準」、4「食品添加物」、6「衛生条件」、9「分析及びサンプリング法」について合意に至ったこと、7「重量と計測」、8「表示」は、更なる議論が必要であることが伝えられた。さらに、未解決の問題に対処するため、in-session WG を設置することが示された。

PWG で修正された規格案についてセクション毎に検討し、出されたコメントに留意しつつ以下を決定した。

- ・ 焼き海苔製品の加熱工程を適切に説明するため、サブセクション「2.3.2 焼き海苔製品」の“他の加熱方法”の記述を削除した。
- ・ 本条項は干し海苔と焼き海苔製品に対してあらゆる香料と加工助剤の使用は許可されないとの理解の下、4「添加物」のサブセクション「4.1」の“香料及び加工助剤”の記述を削除した。

更なる議論が必要なセクション7、8について、以下のとおり決定した。

セクション7「重量と計測」

- ・ サブセクション「欠陥の分類」と「ロット受け入れ」は、セクション3及び7の両方に含まれているが、これらは異なる分類、即ち品質(セクション3)と正味量(セクション7)に関連する定義と位置づけられるため、これらをまとめることはせず原案通りとした。
- ・ 本セクションに関連していなかった包装のための規定を、新設したセクション9「包装」に移動した上で、セクション7全体が合意された。
- ・ なお、新設したセクション9には、色調による優良誤認を回避するための措置として、小売り用の包装は、印刷部分以外は完全に透明又は不透明とする条項が盛り込まれた。

セクション8「表示」

- ・ サブセクション8.1「製品名」には、アマノリ以外の食用海藻を任意成分として使用した場合、その旨を製品名に反映させることが要求条項として盛り込まれた。
- ・ 海苔製品が伝統的な枚数表示で取引されていない幾つかの国の懸念に対処し、サブセクション8.2「正味量の表示」に“小売り用パッケージについては、輸入国の要請に従って重量を表示しなくてはならない”との条項を追加する案で合意した。これらの国々は、海苔製品の正味量を重量で表示するよう求めていた。
- ・ 可食異物(小エビなど)については、表示あるいは文書で提示するよう条項を改訂した。

(結論)

PWG 及び in-session WG を通じて我が国の実情を反映すべく発言を行い、部会は、

- ・ 全ての懸案事項が解決されたことに言及した。
- ・ 本地域規格原案を第40回CACにステップ5/8として採択に諮ることに合意

した。

- ・ 食品添加物条項、表示の条項及び分析法の条項はそれぞれ CCFA、食品表示部会 (CCFL) 及び分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に付託することに言及した。

議題 9. 路上販売食品の地域衛生実施規範原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回会合では、時間的制約から規格原案全体を通して議論ができなかったことから、ステップ 2 / 3 に差し戻し、電子作業部会 (議長国：インド) で地域衛生実施規範原案の修正及びステップ 3 でのコメント照会を行うことに合意した。また、地域調整国との協議の結果、会合直前に物理的作業部会 (PWG) を開催することにも合意した。今次会合では、この PWG によって用意された規格原案をもとに議論がされた。

(結果)

インドより、部会の直前に開催された路上販売の地域衛生実施規範原案の PWG の報告がなされた (CRD2)。PWG は、さらなる議論のため角括弧のままとされたセクション 8.1 を除く全てのセクションで合意に至ったことに言及した。

(議論)

部会は改定した規格原案 (CRD2 の別添) をセクションごとに検討し、コメントに言及し、以下の決定がなされた。

- ・ 他の定義によってすでにカバーされている定義 (例：“cook”)、不必要な定義 (例：“relevant authority/ competent authority”)、当該規範中に存在しない用語に関連した定義 (例：“impermeable”) を削除した。
- ・ “applicable standards” との調和に関連した本文のセクション 8.1 に合意した (PWG で保留されていた角括弧は削除された)。
- ・ “unsold beyond four hours” である食品の処分に関連した条項を削除した (数カ国がこの要求事項を実行していることに留意した)。

これに関し、WHO 代表は、WHO と FAO からの既存の指針は、検討中の実施規範案の脚注に参照されているように、路上販売の食品に関連した食品安全のリスクをどのように管理するかについて、国・地方の機関に十分な助言を提供している、と不変の見解を再認識させた。また、WHO の代表は、種々の食品分類の種々のリスクプロファイルを考慮しないコーデックス地域規格の規範的で汎用的な性質に対して警告した。部会は地域ガイダンス文書の策定を進め、それから科学的健全性、当該地域における関連する WHO/FAO ガイダンスとの一貫性を保証するよう注意が払われるべきである。

WHO の代表はさらに、有用性及び食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969) の取り組みとの調和のため、進行中の食品衛生の一般原則の文書の改訂作業終了後、路上販売に関する全てのコーデックス地域ガイダンス文書を食品衛生部会 (CCFH) が見直すよう提案した。

- ・ 路上販売の食品衛生と消費者教育の重要性を保証するにおいて消費者の責任を強調するために、セクション9の下に1パラグラフ追加した。

(結論)

我が国はPWGを通じて国内の実情を反映すべく発言を行い、部会は、

- ・ 全ての懸案事項が解決されたことに言及した。
- ・ 路上販売の衛生地域実施規範原案を第40回総会にステップ5/8として採択に諮ることとした。
- ・ 当該地域規格原案を関連セクションの承認のためCCFHに付託することに言及した。
- ・ 食品衛生の一般原則(CAC/RCP 1-1969)の改定作業終了後、CCFHが当該地域規格原案を見直すことに言及した。

議題 10. マッコリの地域規格作成に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、提案国である韓国は、討議文書に基づきマッコリの地域規格の新規作業提案を行い、コーデックスにおいてアルコール飲料の規格策定を行う妥当性について、FAO/WHOに見解を求めた。WHOの代表は、世界保健総会(WHA)はアルコールの有害な使用の削減に関する決議を採択している旨の説明をした。WHOは、アルコール飲料のコーデックス規格策定を必ずしも妨げるものではないが、メンバー国に対し以下の2点について検討することが重要であると発言した。

- ・ コデックスがマッコリの新規作業を行うと決定した場合、他のアルコール飲料に関する提案の引き金になるだろうか。
- ・ 現在あるコーデックス規格及び将来的な規格は、WHAの決議を支持するか、妨げるか、それとも中立的なものだろうか。

部会は、以上のWHOの2つの質問への対処と地域内の類似の品目の生産及び貿易に関する情報を修正した討議文書に盛り込むことが、当該新規作業に関する検討を始める上でよい出発点になるとした。今次会合では、韓国が修正し提出した討議文書をもとに議論された。

(結果)

韓国は、修正し提出した討議文書をもとに前回会合の経緯について説明した。

また韓国は、今回の部会中に関係国と議論した結果を踏まえ、本規格をより包括的なものとするため、対象範囲(Scope)を「コメを原料とした低アルコール飲料(にごりタイプ)」に拡大して提案を修正する旨説明した。

WHOの代表は、韓国の討議文書に追加して提出した文書をもとに、2010年にWHAが採択したアルコールの有害な使用を低減するためのWHOの世界戦略の実施についてコーデックスが貢献するよう促した。また、世界戦略において公衆衛生を守るための手段とされている消費者に対するより適切な情報提供は、アルコール飲料の表示に関する

る国際的に合意された要求事項により達成され得るとして、CCFLにおいて作成することができる包括的な表示基準が利用可能になれば、将来的なコーデックスの商品規格に参照されるであろうこと、さらにこれが公衆衛生に関連した事項であることから、情報についての消費者の権利を保証するため、他の例においても適用可能となるであろうことを発言した。

(議論)

これに対し我が国は、酒類のコーデックス規格が作成されるのであれば、酒類の表示に関する一般的な検討事項は CCFL において検討されるべきこと、また、韓国の修正提案については、国内の関係者と協議する時間が必要であることを主張した。

各国は WHO の構想及び提案を支持した一方、修正提案が本会合で初めて提示されたことから、その Scope について産業界を含めた利害関係者と協議する時間が必要であること、修正提案に含まれる可能性がある製品を特定するための作業が必要であること、この作業は対象製品の貿易に関する産業界のニーズに応じる必要があること、提案された作業はコーデックスへの委任事項の範囲内であるべきこととの見解が表明された。

FAO の代表は部会に対し、コーデックスの全体的かつ最も重要な目標は食品安全を世界的に改善し、国際貿易を促進することである旨を注意喚起した。また、この点に関して、コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）の規格作成と、アルコール飲料の過剰摂取のリスクについての消費者への情報提供に関する検討事項とは区分して検討することを提案した。

FAO の代表は各国に対し、提案された規格がどのように食品安全を改善し、地域的又は世界的な貿易を促進し得るかに論点を絞るよう促した。また、汚染されたアルコール飲料はよく知られた食品安全上の問題であって、それは地域規格が作成されればより軽減され得ることに言及した。さらに、もし部会が消費者に対してアルコールの過剰摂取による健康影響に関する更なる情報提供が必要であると考える場合は、消費者のための基準の提案は CCFL において議論され得ると説明した。しかしながら、部会に対してこの2つの問題を区分して検討するよう強く促した。

議論の中で生じた質問に対し、WHO の代表は、アルコール飲料はコーデックスの「食品」の定義に含まれており、コーデックスは過去の作業と同様にアルコール飲料の規格を作成できる立場にあるとの見解を表明した。また、WHO が提案した取り組みの目的はアルコール飲料の消費を促進することではなく、情報提供の強化を通じて様々な健康上のリスクから消費者を守ることであることを明言した。また、WHO は消費者の行動にアルコール飲料の表示がどのように作用するかを評価するために実施された研究成果の収集・調査を実施してきており、WHO が表示に関する新規作業のプロジェクト文書を提出した場合は、より多くの情報が提供され得るとした。

韓国はアルコール飲料の表示基準の作成作業に参加することに強い関心を示した一方、CCFL における作業は地域規格に係る作業と区分することを提案した。

(結論)

- ・ 部会は韓国に対し、CCASIA 加盟国からの情報提供を受けた上で、討議文書とプロジェクト文書を修正し、次回部会に提出することを求めた。ただし、修正された討議文書においては、アジア地域内におけるその他の類似の製品と、提案された作業が対処することを意図している食品安全上の問題及び貿易障壁について記述すること、また、各国の規制の多様性及び規格化への適応性を含めた「作業の優先順位付けのための規準」において要求されている全ての情報に言及することとされた。
- ・ 部会は各国に、韓国による討議文書の修正に協力すべく、関連情報を提供するよう強く促した。
- ・ 部会は、WHO がアルコール飲料の表示に関し、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正に係るプロジェクト文書を準備するであろうことを言及した。

議題 11. 納豆の地域規格作成に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、提案国である我が国から、納豆の地域規格の新規作業提案に関する討議文書について説明を行い、本格的な議論は次回会合で行いたい旨発言したところ、同会合において、修正される討議文書に①アジア地域における類似製品、②既存の規格（テンペ及び発酵大豆ペースト）に含められる可能性、③当該規格策定の正当性についての情報を含めることが合意された。

今次会合では、我が国から上記①～③を含めた討議文書を提出し議論が行われた。

(結果)

「納豆」の地域規格化に向けた提案に関しては、①類似の大豆発酵食品についても納豆と同様に地域規格化のニーズがあり得ること、②類似の大豆発酵食品も含めた地域規格化への期待が各国・関係者から我が国に寄せられたこと等を踏まえ、我が国は、新提案として、納豆単独ではなく、枯草菌 (*Bacillus subtilis*) を使って発酵する類似の大豆発酵食品を対象とする包括的な地域規格化を提案した。ただし、当該提案については枯草菌以外で発酵して製造されるテンペ及び発酵大豆ペーストは含まれないものとした。

(議論)

この我が国からの新提案に対しては、メンバー国から謝意や賛同の声があげられた一方で、今後各国で関係者と時間をかけて検討したいといった意見（例：類似の大豆発酵食品のうち、中国で生産される豆鼓（トウチ）は枯草菌以外の菌を使って発酵させている可能性があり、それらも含めるかどうか検討する必要）が言及された。

(結論)

こうした意見を踏まえ、部会は、我が国が次回部会に新提案を正式に提出できるよう、我が国に対して関係国と協力して新提案（枯草菌 (*Bacillus subtilis*) を使って発酵させた大豆製品）の作成を求める旨、合意した。

議題 12. 地域調整国の指名

フィリピンの提案に基づき、部会は次期アジア地域調整国(任期:2017年7月～2019年7月)について、第40回CACにインドを推薦することに全会一致で合意した。

議題 13. その他の事項

1) 急速冷凍餃子(Jiaozi)の新規作業提案

中国が討議文書に基づき急速冷凍餃子の地域規格の新規作業提案を行ったが、我が国を含めた各国が、国内の関係者と検討する時間及び餃子と他の急速冷凍製品との違いを理解する時間が必要である旨発言した。

部会は中国に対し、次回部会に食品安全上の懸念など、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」を踏まえた、改訂した討議文書とディスカッションペーパーを提出することを求めることに合意した。

2) ちまき (Zongzi) の新規作業提案

中国が討議文書に基づき、ちまきの地域規格の新規作業提案を行ったが、我が国を含めた各国が、手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」を満たしているか否かを正当化するための更なる情報が必要である旨発言した。

部会は中国に対し、次回部会に食品安全上の懸念など手続きマニュアルにある「作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」を踏まえた、改訂した討議文書とディスカッションペーパーを提出することを求めることに合意した。

3) 部会の共同議長に関する討議文書

議長がCRDに基づき、手続きマニュアルにもあるとおり、能力開発のためには途上国が部会を共同開催することが重要であるが、途上国、特に後発途上国(LDCs)、小島しょ開発途上国(SIDS)または低所得国(LICs)が共同開催することは、そもそもこの制度を知らない、必要経費に関する懸念などの理由のため、まれである。このため、これらの国々が手続きマニュアルに定められている共同開催の準備なしで、つまり会場の手配などの金銭的負担などをせずに共同議長の経験を得ることを提案した。

部会は、本提案を基本的に支持し、地域調整国のインドが第73回CCEXECに提案することに合意した。事務局は、本提案は複雑なのでFAOとWHOの法律部門が検討する時間が必要であることを説明した。

4) チリソースの地域規格(CODEX STAN 306R-2011)の国際規格への転換について

インドがCRDに基づき、チリソースの地域規格を国際規格への転換を第28回CCPFVに提案したものの、CCPFVは休会することをCACに求めていることから、直接CCEXEC

に提案するよう求められた旨説明した。これを受け、インドは CCASIA メンバーに本提案について支持を求めた。事務局は本提案が手続きマニュアルに基づいていることを説明した。

部会は、本提案への基本的な支持を表明した。

5) CCASIA に関連する IAEA の取組みに関する情報提供

IAEA から情報提供があった。

議題 14. 次回会合の日程及び開催地

第 21 回 CCASIA は約 2 年後に開催。詳細な情報は、第 40 回 CAC で次期地域調整国が承認された後、メンバー国に通達される予定。

(参考)

CCASIA の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
海苔製品の地域規格原案	5 / 8	・ 第 73 回 CCEXEC ・ 第 40 回 CAC
路上販売食品の地域衛生実施規範原案	5 / 8	・ 第 73 回 CCEXEC ・ 第 40 回 CAC
コメを原料とした低アルコール飲料（にごりタイプ）の地域規格に係る討議文書	—	・ 討議文書改訂（韓国） ・ 第 21 回 CCASIA
枯草菌 (<i>Bacillus subtilis</i>) を使って発酵させた大豆製品の地域規格に係る討議文書	—	・ 討議文書改訂（日本） ・ 第 21 回 CCASIA
急速冷凍餃子 (Jiaozi) の地域規格	—	・ 討議文書改訂（中国） ・ 第 21 回 CCASIA
ちまき (Zongzi) の地域規格	—	・ 討議文書改訂（中国） ・ 第 21 回 CCASIA

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回食品衛生部会

日時：2016 年 11 月 7 日（月）～11 月 11 日（金）

場所：ロサンゼルス（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）からの経過報告及び関連事項
3(b)	国際獣疫事務局（OIE）からの情報
4	食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案（ステップ 4）
5	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範（CAC/RCP 53-2003）の改訂原案（ステップ 4）
6	ヒスタミンの管理のガイダンスとサンプリングプラン原案 ヒスタミンに係る作業計画
7	食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドラインへの統一に関する提案
8	その他の事項及び今後の作業
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

第 48 回食品衛生部会 (CCFH) の主な検討課題

日時：2016 年 11 月 7 日 (月) ～11 月 11 日 (金)

場所：ロサンゼルス (米国)

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他部会からの食品衛生部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明がされる予定。食品表示部会から、「包装食品の表示に関する一般規格」改正に関して、期限表示を不要とする場合の規準についての助言を求められているほか、アジア地域調整部会からは、「路上販売食品の地域衛生実施規範」の衛生に関する条項の承認を付託されている。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3 FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項

- (a) FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過報告及び関連事項
CCFH において現在検討中の作業に関連した主な JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。
- (b) 国際獣疫機関 (OIE) からの情報
適宜聴取したい。

仮議題 4 食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改訂原案 (ステップ 4)

前回 (第 47 回) 会合で、食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改正を新規作業として採択することが合意され、フランス、チリ、ガーナ、インド及び米国を座長とする電子作業部会において、討議文書作成のための電子作業部会で指摘された事項等を踏まえて改正原案を作成し、議論するとされていたもの。改正原案においては、導入部、目的、適用範囲、使用方法、食品安全管理システムの基本的な原則、用語の定義までが提案されている。

議論の主なポイントは以下のとおり。

- 数的な指標について連続的なモニタリングを行うことが出来なくても重要管理点 (CCP) として扱えることをどのように記述するか、
- OPRP (オペレーション PRP) を新たな用語として定義するか、
- 管理基準 (CL) の逸脱等が起きた際、廃棄等の製品に対して取る措置と、原因を取り除くために製造工程や製造環境に対して取る措置に対して別々の用語

(Correction と Corrective action) を定義するか。

(対処方針)

本改正原案については、文書の全体的な構成に加え、CCP と OPRP の関係など、明らかでない点も多くあるため、会合中に予定されている作業部会座長からの趣旨説明等を注意深く聴取し、本改正原案の内容が可能な限り簡潔かつ明確で、中小規模を含めた全ての食品事業者にとって理解しやすく、活用しやすい内容となるよう対処したい。

仮議題 5 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範(CAC/RCP 53-2003)の改訂原案 (ステップ 4)

前回(第47回)会合で、文書構成の再構築や新たな定義の追加等を行うための新規作業とすることが合意され、ブラジル及びフランスを議長国とする電子作業部会を通じて議論されてきたもの。

第44回会合以降、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の本体文書及び特定の品目に係る5つの付属文書について、①本体文書と付属文書の冗長な箇所及び重複箇所の削除による編集上の修正、②編集上の修正以外の追加修正の必要性についての検討を、電子作業部会において実施してきた。

(対処方針)

今回配付された改正原案に対しては、以下の立場から適宜対処したい。

- 編集上の修正は基本的に支持する。
- 「一部の規定はリスクが非常に低い生鮮果実、すなわち高い木に実る果実には適用されない可能性がある」旨の記述は、①品目の特性やリスクに応じた柔軟な対策を担保する記述が既に存在すること、②適用されない規定が「一部」と記載されて曖昧であること、③リスクが非常に低いかどうかの判断は、食中毒の調査や試験所の分析能力によって異なることから不要である。
- 薬剤耐性については、第39回総会でタスクフォースが設置され、FAO/WHOに科学的助言を要請しているため、本部会はそれらの議論を待つべきである。従って、薬剤耐性のリスクアナリシスのためのガイドライン(CAC/GL77-2011)を参照するという改正原案の方針を支持する。

また、水質に係る記述等の追加修正の提案が特になく、本改正原案の内容を検討して問題がない場合には、本改正原案をステップ5または5/8に進めても差し支えないとの立場で適宜対処したい。

仮議題 6 ヒスタミンの管理のガイダンスとサンプリングプラン原案 ヒスタミンに係る作業計画

本議題は、ヒスタミンの公衆衛生上のリスク低減の観点から、「魚類及び水産製品に関する実施規範(CAC/RCP 52-2003)」及びサンプリングプランの見直しを行うこととされたもの。これまで魚類・水産製品部会(CCFPP)で議論されてきたが、本年6月に行われた第39回総会(CAC)において、CCFPPの無期限休会が決定されたことを受け、CCFHの新規作業として承認されたものである。CCFHに付託された事項は以下のとおり。

- 魚類及び水産製品に関する実施規範の改正

－HACCP の考え方をもとにしたヒスタミンの管理のガイダンスを作成する

－フードチェーン全体を対象にしたガイダンスを作成する 等

● サンプルングプラン／ガイダンスの改正

－魚類及び水産製品の個別食品規格におけるサンプルングガイダンスを一律の記載にする

－本件が該当する魚類及び水産製品の個別食品規格におけるサンプルング項のための、リスクベースのサンプルングプランを設計する 等

今次会合では、本年夏に開かれた電子作業部会（議長国：日本、米国）での議論を踏まえ、今後の改正作業の方針及びスケジュールについて議論される。主な論点は以下のとおり。

- 「魚類及び水産製品に関する実施規範（CAC/RCP 52-2003）」については、新たに付属文書又は1つの章を作成し、ヒスタミンの管理のガイダンスを記載すること。
- FAO/WHO 専門家会合報告書に示されている、ヒスタミン食中毒に関係する魚種又は遊離ヒスチジン含有量の高い魚種のリストについて、不要な情報を削除した上でガイダンスに挿入することが検討されている。本件については、その目的を考慮した上で、魚種にサケ科を含むか否か等を検討すること。
- サンプルングプランについては、ヒスタミンの管理のガイダンスを優先して作成した後に議論を行うこと。

（対処方針）

我が国としては、今後作成されるガイダンスと既存の実施規範に齟齬がないようにするとともに、我が国に流通する水産製品の実態等も踏まえ、科学的に適切かつ実効性のあるガイダンス及びサンプルングプランが作成されるよう適宜対処したい。

仮議題 7 食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドラインへの統一に関する提案文書

前回（第 47 回）会合で合意され、第 39 回総会で採択された「食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CAC/GL88-2016）」に関し、既に採択されている「豚肉等における *Trichinella* spp. の管理のためのガイドライン（CAC/GL 86-2015）」及び「牛肉における *Taenia saginata* の管理のためのガイドライン（CAC/GL 85-2014）」を本ガイドラインの付属文書とする（3 文書を 1 本の文書にまとめる）か、独立した文書のままとするかについて、コーデックス事務局が準備した文書に基づき議論することとされていたもの。コーデックス事務局から、文書の乱立を避け、利用者の便宜を図る観点から、3 文書を 1 本の文書にまとめ、併せて所要の編集上の修正を行う提案がなされている。

（対処方針）

内容に関わる修正ではないため、事務局提案を支持する方向で対処したい。

仮議題 8 その他の事項及び今後の作業

現時点において新規作業の提案はなされていないが、改正の優先度に応じて作業計画を検討することとしていることを踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 9 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 10 報告書の採択

今回の部会における我が国の発言が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 38 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

日時：2016 年 12 月 5 日（月）～12 月 9 日（金）

場所：ハンブルク（ドイツ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4a	ビタミン E の NRV-R 案（ステップ 7）
4b	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ビタミン D、食事性当量及びビタミン E の変換係数）（ステップ 4）
4c	年長乳幼児及び年少幼児の NRV-R
5	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し（ステップ 4）
6	Biofortification（生物学的栄養強化）の定義に関する原案（ステップ 4）
7	EPA 及び DHA の NRV-NCD に関する原案（ステップ 4）
8	Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案（ステップ 4）
9	トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書
10	CCNFSDU で策定された規格における食品添加物条項の整合性の検討
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

なお、部会に先立ち、12 月 3 日（土）に仮議題 5 に関して物理的作業部会が開催される予定である。

第 38 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：2016 年 12 月 5 日 (月) ～12 月 9 日 (金)

場所：ハンブルク (ドイツ)

主要議題の検討内容

一部資料未着につき、対処方針は現時点のものである。

仮議題 4：コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量について

(経緯)

栄養参照量¹ (Nutrient Reference Values: NRVs) は栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) 3.4.4 章に²、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則 (General Principles: GPs) は、同ガイドラインの ANNEX に、それぞれ記載されているが、NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多いことから、第 33 回部会より、28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価するための検討が行われている。新たな NRVs の候補値 (potential NRVs: pNRVs) は、WHO/FAO による「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」(2004) の Individual Nutrient Level 98 (INL98)³、あるいは信頼できる科学機関 (Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB) による INL98 か Adequate Intake (AI)⁴、またはそれらの中央値を比較する手法が採られ、前回部会までに、RASB の要件に適合している機関として、日本の医薬基盤・国立健康・栄養研究所を含む 6 つの機関が承認された。またビタミン A、ビタミン B₁ (チアミン)、ビタミン B₂ (リボフラビン)、ビタミン B₆、ビタミン B₁₂、ビタミン C、ビタミン K、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素、亜鉛、セレン、モリブデン、マンガン、鉄、マグネシウム、リン、銅、フッ素、クロム、塩素及びたんぱく質の必要量に基づく NRVs (NRV-Requirements: NRV-R) に合意し、総会で最終採択されている。

仮議題 4a：ビタミン E の NRV-R 案 (ステップ 7)

(経緯)

前回部会においてビタミン E の NRV-R を 9 mg とすることに合意し、ステップ 5/8 で第

¹ 我が国では NRVs に相当するものとして、「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示(「豊富」「含有」等)の基準値の設定根拠となっている。

² ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又は NRV% (100g 若しくは 100ml 当たり、又は 1 包装当たり (1 包装が 1 食分の場合)) で示すこととされている。また、たんぱく質についても NRV% で表示してもよいとされている。

³ ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98% の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

⁴ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限り算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

39 回総会の採択を諮ることになった。第 39 回総会では、今次部会で議論されることになっているビタミン E の変換係数と食事性当量とあわせて検討すべきとして、ステップ 5 で採択した。今次部会で本数値について再検討される。

(対処方針)

我が国の食事摂取基準の考え方を踏まえ、科学的根拠に基づき検討する立場で適宜対処したい。

仮議題 4b : コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ビタミン D、食事性当量及びビタミン E の変換係数) (ステップ 4)

(経緯)

前回部会において、ビタミン D の NRV-R については、日照の曝露量の違いにより、現行の 5 μg を支持する意見と、より高い値を支持する意見とにわかれた。議論の結果、暫定的措置として、現在のビタミン D の NRV-R の値に、脚注として「国や地域で日照の曝露量やその他の要因を考慮して適切な値を決定する」旨を追加することとし、2016 年 2 月に欧州食品安全機関 (European Food Safety Authority: EFSA) が出す報告書や最新の科学的知見を基に、今次部会で再検討することになっていた。

ビタミン E について、 α -トコフェロールのみか、その他の活性型ビタミン E も含むか意見がわかれた。WHO からは、2006 年の FAO/WHO の出版物において、 α -トコフェロールのみがビタミン E 活性をもつと記載しているとの発言があったが、コンセンサスが得られず、ビタミン D と同様、今次部会で再検討されることになっていた。

(対処方針)

我が国の食事摂取基準の考え方を踏まえ、科学的根拠に基づき検討する立場で適宜対処したい。

仮議題 4c : 年長乳幼児及び年少幼児の NRV-R

(経緯)

前回部会において、年長乳幼児 (6-12 ヶ月) 及び年少幼児 (12-36 ヶ月) の NRV-R の必要性について、作業は有益とする意見や栄養表示や強調表示を目的として進めるべきではない等、様々な意見が出された。議長より、FAO/WHO の合同栄養専門家会合 (Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition : JEMNU) に科学的助言を求めることが提案され、FAO と WHO よりそのプロセスについて説明された。議論の結果、電子作業部会 (eWG) を設置し、①年長乳幼児及び年少幼児の NRV-R の設定の必要性、②必要な場合、NRV-R のパラメータ (栄養素、年齢層、SCOPE (範囲))、③JEMNU への依頼の検討、④栄養表示への適用の検討について、議論することとなったが、議長及び共同議長に立候補する国がなかったため、今次部会で議長を募ることに合意していた。

(対処方針)

我が国としてサポートできることがあるか情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 5 : フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の

見直し（ステップ4）

（経緯）

フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、第 32 回部会において、ニュージーランドよりフォローアップフォーミュラの規格の見直しについて提案されて以来、規格の必要性や対象年齢幅等について議論が行われている。

世界保健総会（World Health Assembly: WHA）ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要（WHA 39.28）と明確に示されており、WHO としては、もし現行規格の全面的見直しの中で、6 ヶ月から 3 歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、この全面的見直し作業を支持するという立場である。

なお、WHO の関連レポート⁵では、年齢区分ごとのフォローアップフォーミュラの栄養学的必要性について、科学的レビューにより見直しがおこなわれたとしても、フォローアップフォーミュラは、すでに市場にあり、それらの製品組成や販売に関する規制又は管理は必要であるが、そのような規制等を設けることがフォローアップフォーミュラの必要性を正当化するものではないと述べられている。

前回部会より本規格の見直し作業が進み、議論の結果、年長乳幼児（6-12 ヶ月）を対象を絞って、いくつかの必須成分・任意成分（セクション 3）について合意した。また、フォローアップフォーミュラの定義（セクション 2.1.1）、SCOPE（範囲・セクション 1）、表示（セクション 9）、製品分類の名称の検討は後の段階に議論することとするが、SCOPE（範囲・セクション 1）にいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要とする世界保健総会決議（WHA 39.28）への言及を含めることになった。さらに、ニュージーランドを議長、フランスとインドネシアを共同議長とする eWG を設置し、コンセンサスが得られなかった年長乳幼児の必須成分（ビタミン C、ビタミン K、亜鉛、たんぱく質）と年少幼児の構成成分について検討することに合意した。また、今次部会に先立ち、物理作業部会を設置し、特に年少幼児の必須成分について、eWG の検討結果に基づいて議論し、今次部会への提言を作成することとなっている。

（対処方針）

当該規格の改訂に係る議論の方向性に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

仮議題 6：バイオフィォーティフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案（ステップ 4）

（経緯）

第 35 回部会において、国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute：IFPRI）とカナダが「Biofortification」に関する討議文書を提示し、「Biofortification」の定義作成と食品表示における語句の使用基準作成にかかる作業の重要性について、多くのメンバーが支持した。第 36 回部会では、ジンバブエと南アフリカが改訂した討議文書に基づき議論し、新規作業を開始することが合意され、第 38 回総会で承

⁵ Information concerning the use and marketing of follow-up formula (WHO, 2013)

認された。

前回部会では、「Biofortification」の定義の構成要素（クライテリア）、「Biofortification」を行う農業手法、「Biofortification」の語句について議論されたが、時間の関係により、eWGにて検討を進めることとなった。

今次部会では、eWGでの検討結果として、

- ・「Biofortification」の定義原案（脚注に、手法と目的は国・地域の管轄当局によって決定される旨を記載）
 - ・定義を「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）」に記載すること
 - ・「Biofortification」の語句を今後も使用すること
 - ・表示の方法は定義の採択後にCCFLと検討すること
- 等が提案されている。

（対応方針）

本件に関しては、栄養不良が問題となっている国において、育種選別により栄養強化された食品を活用すること等が議論の始まりであることから、各国の動向等も留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

仮議題7：EPA及びDHAの非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量に関する原案（ステップ4）

（経緯）

第36回部会において、国際食品サプリメント協会（International Alliance of Dietary/Food Supplement Association: IADAS）から、栄養表示ガイドライン（CAC/GL2-1985）の3.4.4.2章の非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量⁶（NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD）に、EPA及びDHAを新たに追加することが新規作業として提案された。日本は、EPA及びDHAを含めた ω -3脂肪酸として設定すべきと考えている旨の発言をしたが、部会としては、新規作業の提案に合意し、ロシアとチリを共同副議長とするeWGで検討を進めることになった。前回部会では、eWGからの提言として、EPA及びDHAのNRV-NCDを達成すべき一日当たりの摂取量を250mgとする原案について検討された。議論では、NRV-NCDとCHD（冠動脈性心疾患）による死亡率の減少を示すエビデンスは十分にあるとして、250mgを支持する意見もあったが、日本を含む多くの国から、エビデンスの多くは魚の消費量（ ω -3脂肪酸）に基づくものであり、EPA及びDHAに外挿することは適切ではなく、 ω -3脂肪酸として設定すべきこと、また、GRADE（エビデンスの質の評価方法）が不十分であり、FAO/WHO合同栄養専門家会議（the Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition: JEMNU）や食事と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ（the WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG）等の第三者機関に検討を依頼すべきとの意見が出された。第三者機関に検討を依頼すべきとの提案について、WHOから、NUGAG

⁶ 我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

において、多価不飽和脂肪酸 (polyunsaturated fatty acids: PUFAs) に関するレビューを行っており、報告書が近年中に出る予定であること、一方、同様のレビューを JEMNU で実施するために、作業開始までの手続きに時間を要する等の説明があった。日本をはじめ多くの国は NUGAG のレポートを待つとし、議長が作業の中止を提案したが、eWG で既に多くの作業を行ってきたことから、再度チリとロシアを共同議長とする eWG を設置し、NUGAG の作業結果も踏まえつつ、EPA 及び DHA の NRV-NCD を再度検討することで合意した。

今次部会では、eWG の検討結果として、再度 250 mg が提案されている。

(対応方針)

NUGAG の作業結果はまだ公表されておらず、前回部会に引き続き、EPA 及び DHA の NRV-NCD を設定するには、根拠が十分ではないことから、科学的根拠に基づき検討するという立場で適宜対処したい。

仮議題 8 : Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 36 回部会において、国連児童基金 (UNICEF) より急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関する規格の策定が提案された。議論の結果、WHO が進行中の急性栄養不良児に関する再評価の結果と第 36 回部会で寄せられたコメントを踏まえ、UNICEF がセネガルと共同で討議文書を改訂し、前回部会に提示することに合意した。

前回部会では、改訂された討議文書に基づいて議論され、本作業が深刻な急性栄養不良 (Severe Acute Malnutrition: SAM) の治療用の「Ready-to-use Therapeutic Food (RUTF)」を対象とし、中度の急性栄養不良 (Moderate Acute Malnutrition: MAM) のための「Ready-to-use Supplementary Food (RUSF)」を対象としていないこと、規格ではなくガイドラインの策定が目的であること等について、多くの国が支持し、SAM の治療用との目的を明確化するため討議文書の文言修正を行い、新規作業として第 39 回総会の承認を諮ることに合意した。また、南アフリカを議長、ウガンダ、セネガルを共同議長とする eWG を設置し、急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関するガイドライン原案を検討することに合意した。

今次部会では、eWG からの提言であるガイドライン原案を基に議論する予定である。

(対処方針)

本ガイドライン原案の「SCOPE (範囲)」では、「ガイドラインは WHO や UNICEF 等の国連機関が 2007 年に公表した共同声明⁷に沿って使用すべき」とされており、現地で入手可能な栄養価の高い食品を用いて製造された RUTF による治療にも配慮する必要がある一方、原案に示された栄養組成に関して、現地で入手困難となると考えられるものが含まれていることから、当該栄養組成をガイドラインの SCOPE (範囲) に沿ったものにするという立場で、適宜対処したい。

⁷ Joint Statement on Community-Based Management of Severe Acute Malnutrition by the World Health Organization, the World Food Programme, the United Nations System Standing Committee on Nutrition and the United Nations Children Children's Fund (2007)

仮議題 9：トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書

(経緯)

第 35 回部会において、第 41 回 CCFL から本部会に対してトランス脂肪酸フリー強調表示の要件の策定に関する助言を求められていた。NUGAG での主要健康指標への影響に関するレビューと、分析・サンプリング法部会 (Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling: CCMAS) でのトランス脂肪酸の分析法に関する作業が間に合えば、カナダがその結果を基に討議文書を作成するとなった。第 36 回部会では、カナダが作成した討議文書を基に議論した。具体的には、トランス脂肪酸フリー強調表示を行うための要件が提案され、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL23-1997) に規定されているとおり、飽和脂肪酸とコレステロールの間にトランス脂肪酸の含有量を挿入することを提案していたが、トランス脂肪酸の分析法について、CCMAS に照会すること及び、最新のシステムティックレビューでの評価、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸にかかる新たな根拠等に関する NUGAG の検討結果を待って前回部会にて議論することで合意していた。

前回部会では、NUGAG の報告書が公表されなかったことからカナダから討議文書は提示されず、議論は行われなかったが、今次会合に向けて、NUGAG の報告書と CCMAS からの回答を考慮し、引き続きカナダが討議文書を作成することに合意していた。

(対処方針)

資料未着。

現時点において NUGAG の報告書が公表されていないが、公表された場合、その結果を踏まえ、科学的根拠に基づき検討する立場で適宜対処したい。

仮議題 10：CCNFSDU で策定された規格における食品添加物条項の整合性の検討

(経緯)

前回部会において、CCNFSDU の管轄の複数の規格における添加物条項と食品添加物に関する一般規格 (General Principles for Food Additives : GSFA) との整合性について、今次部会で検討することに合意していた。

(対処方針)

資料未着。

我が国の食品添加物の使用の正当性等に関する情報を適宜提供したい。